

## **[事案 27-189] 復活保険料返還請求**

・平成 28 年 6 月 20 日 和解成立

### **<事案の概要>**

失効された契約を復活する際に、募集人から不適切な説明がなされたことを理由に、復活後に支払った保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

口座残高不足のため保険料を支払えなかったことから、平成 22 年 5 月に契約した保険が平成 25 年 2 月に失効した。その後、全ての手続きを任せていた自分の親に対し、募集人から復活の勧奨があった際に、契約日から 5 年が経過したら、親の保険契約になるとの説明があったため、被保険者を自分から自分の親に変更できるものと信じて平成 26 年 2 月に復活請求を行い復活させたが、実際は被保険者を変更することはできなかったため、復活後の既払込保険料（前納保険料）を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人の主張するような誤った説明を行った事実はないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど復活時の状況を把握するため、申立人、申立人の母、募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、復活後の既払込保険料（前納保険料）の返還は認められないが、保険会社から和解案の提示がなされた。これを踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。